

臨時職員募集のお知らせ

東京税関では、産前産後休暇を取得予定の職員の業務を職員に代って行っていただける方を募集しています。(人事院規則8－12第42条に基づく「任期付採用」職員として採用予定)
勤務場所・期間等は下記のとおりです。

記

1. 勤務場所

東京税関晴海庁舎(東京都中央区晴海)

2. 募集人員

1名

3. 募集条件

パソコンの入力(ワード、エクセル等)業務を円滑に行える方

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。 (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (2) 日本国籍を有しない方 (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするもの以外) (4) 採用予定日に満 62歳に達している者(公募職種の定年年齢が満 62 歳のため)

4. 業務内容

勤務時間管理、職員の福利厚生、備品管理及び経費の請求等に係る関係先との連絡調整及びパソコンによるデータ処理、書類の整理等、その他庶務

5. 雇用形態

任期付採用職員(人事院規則8－12第42条)

6. 勤務条件

採用期間: 令和8年5月1日(金)～令和8年5月11日(月)(予定)

なお、本採用期間中の勤務実績が良好であった場合、引き続き、育児休業期間中の代替職員として再採用する可能性があります。

勤務時間: 8:30 ～ 17:00(変更の可能性あり)

給 与: 195, 800円～268, 300円

※一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、
職務経歴等を勘案して決定

※60 歳以上の場合、上記基本給等より条件が変更になる場合があります。

各種手当: 地域手当として上記給与の20%を支給

他に通勤手当(但し、採用月は支給できない場合があります。)、扶養手当、住居
手当、期末・勤勉手当、実績に応じて超過勤務手当があります。

保 険: 医療保険は国家公務員共済組合、
年金保険は厚生年金保険が適用されます。(70歳未満の場合)

休 日: 土日、祝日

休 暇: 年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇あり

服 務: 採用後は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に定める義務等(服務の根本
基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、
秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、兼業制限及び再就職
規制等)を遵守

給与支給日: 原則として毎月16日

7. 応募方法

令和8年2月27日(金)17:00までに、このホームページからダウンロードした「履歴書(面接カード)」に必要事項を記入し、下記連絡先まで郵送又は持参(必着)願います。

郵送の際には、封筒及び履歴書備考欄に「**産前産後(晴海)への応募**」と明記してください。

なお、履歴書の郵送等が期限に間に合わない場合には、電話連絡後、ファックスで送付してください。(後日郵送)

※ 応募人数が多数の場合は、受付を締め切らせていただく場合があります。

【履歴書リンク先】

[【任期付・非常勤】履歴書\(面接カード\)PDF版](#)

[【任期付・非常勤】履歴書\(面接カード\)EXCEL版](#)

8. 選考方法等

書類選考のうえ、東京税関本関で実施する面接及び専門試験または作文試験により採否を決定します。書類選考合格者には面接等の日程を個別に連絡します。

選考の結果、不採用の方には別途担当より連絡します。

9. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

【応募書類の郵送先及び問い合わせ先】

〒135-8615

東京都江東区青海2-7-11

東京税関 人事課 人事第3係

TEL:03-3599-6227

FAX:03-3599-6436